

経営者のための

銀行交渉術 と最新税務情報



第 159 号

令和 8 年 2 月 19 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■ 令和 8 年度税制改正大綱について ■

令和 7 年 12 月 19 日付けの自由民主党・日本維新の会による令和 8 年度税制改正大綱について、令和 7 年 12 月 26 日に閣議決定されました。令和 8 年度税制改正大綱における相続税・贈与税について、確認してみたいと思います。

1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISA の拡充等も踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せず終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

2 <相続税・贈与税> 延長・拡充等

(1) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその専修学校の専門課程の範囲について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

(2) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を令和 10 年 9 月 30 日まで 2 年 6 月延長する。

(3) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を令和 9 年 9 月 30 日まで 1 年 6 月延長する。

(4) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を 3 年延長する。

② 医療法人の移行計画の認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額(療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。)にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、本制度を適用する。(注)上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

(5) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を 5 年延長する。